

障害者・児計画「中間のまとめ」パブリックコメント及び区の考え方（案）

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
1	<p>補聴器購入の助成を。身障者手帳を所持する聴障者には、補装具として補聴器が交付されます。対象は主に 70db 以上の高度難聴者以上ですが、会話域の 50～70db が聞こえず、困っている方はもっとたくさんいます。</p> <p>医師が必要性を認める方は 70db 以下でも補聴器を使用し、生活QOLの向上に結び付くよう、助成制度をお願いします。</p>	<p>補装具の支給については、身体障害者手帳を所持している方が対象となるサービスで、障害者総合支援法に基づく自立支援給付として、一定基準のもとで行われております。補聴器についてはこちらのサービスに当てはまるため、身体障害者手帳を所持し、身体機能を補完、代替するものとして、医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断された方について、支給決定をしております。</p> <p>なお、18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けられる聴力ではない中等度難聴の方については、中等度難聴児発達支援事業として補聴器購入費の助成を行っておりますので、ご活用いただければと存じます。</p>
2	<p>就労支援や継続支援のサービスの支援員さんは、ちゃんと福祉を勉強した人がいいです。受け入れ先の工賃を増やしてほしい。相談できる人がもっといたらしい。</p>	<p>就労移行支援事業所、就労継続支援 A・B 事業所においては、職業指導員及び生活支援員を配置し、就労に関する訓練のみならず、日常的な相談支援も行うこととしています。これまでも就労系事業所において自主的に様々な研修等に参加しているところですが、一層就労系事業所の支援員の質の確保・向上を図る観点から、区としても様々な研修・勉強会等の機会を通じて積極的に働きかけていきたいと考えています。</p> <p>また、工賃に関しては、区内の就労系事業所の間でネットワーク組織を構築し、共同受注や共同販売の仕組みを一層充実させること等により、増額に繋がるように積極的に取り組んでいきたいと思っております。</p>
3	<p>障害児ではない医療ニーズの高い乳幼児のお母さん支援 医療ニーズの高い乳幼児を受け入れてくれる託児施設がありません。 看護師のいる施設で託児してくれるような施設の方法はないでしょうか。また、こうしたことを考えているような施設・NPOへの支援を</p>	<p>(回答調整中)</p>

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	<p>していただけるような方法はないかと考えています。</p>	
4	<p>第二章 2 地域生活の現状と課題 (1) 区内障害者・児 施設(p.215)</p> <p>種類別に施設数が記載されていますが、区内には、保護者の付き添いを必要としない単独通所型の児童発達支援や放課後等デイサービスで、医療的ケア児を受け入れる施設は存在しません。つまり、医療的ケア児にとってはそれらの施設数はゼロであります。</p> <p>区が運営する児童発達支援「そよかぜ」の親子分離クラスと放課後等デイサービス「ほっこり」でも医療的ケア児は受け入れておらず、送迎サービスも利用できない状況です。</p> <p>高校卒業後に利用する施設で医療的ケア実施体制が整備されている事業所はリアン文京に限られています。今後区内の医療的ケア児が増える可能性を考慮すると、リアン文京の定員が不足するのは明らかです。</p> <p>短期保護・短期入所・日中短期入所についても医療的ケアの実施体制が整備された施設はありません。</p> <p>このように、障害者・児計画で定められている施設やサービスには、医療的ケア児が利用できないものがあります。その現状を改善するため、上述の施設で医療的ケア実施体制を整備することを計画に新たに含めていただきたいと思います。</p>	<p>次期障害者・児計画においては、医療的ケア児の支援体制の構築を計画事業に位置付け、保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる関係者が一堂に会し、協議の場を設置することとしております。</p> <p>この協議の場において、今後医療的ケア児が利用するサービスに関して、地域の中で不足する資源やニーズの把握及び課題の整理を行い、具体的な対策を講じていきたいと考えております。</p>
5	<p>第五章 計画事業 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援(p.293)</p> <p>計画の方針では「全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず共に育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負</p>	(回答調整中)

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	<p>担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。」と謳われています。</p> <p>ところが、現在区内の放課後等デイサービスでは、区営、民間を問わず医療的ケア児が受入れられていません。また、放課後等デイサービス「ほっこり」では、ひと月当たりの利用日数が一人2日と著しく制限されています。これでは放課後の居場所が十分に確保されているとは言えません。発達障害児や知的障害児を対象とする民間放課後等デイサービスはここ数年で増加していますので、そちらを利用できる児には移籍を促し、医療的ケアが必要な児を区の施設で重点的に受け入れるなど、メリハリのある対応をお願いいたします。</p> <p>また、就学期の医療的ケア児が健常児と共に育ちあう機会を保障するために、育成室における医療的ケア児受入体制の整備も進めていただけるようお願いいたします。</p>	
6	<p>4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築(p.296)</p> <p>適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う場が設置されるということを大変喜ばしく受け止めています。感謝申し上げます。ぜひ、医療的ケア児を育てる保護者を協議に参加させるなど、保護者から意見や要望を聴取する仕組みを設けていただきたいと思えます。</p> <p>4-2-9 医療的ケア児在宅レスパイト事業(p.298)</p> <p>長年願っておりましたこの事業を開始していただけるとのこと、大変喜ばしく受け止めています。誠にありがとうございます。</p>	<p>次期障害者・児計画においては、医療的ケア児の支援体制の構築を計画事業に位置付け、保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる関係者が一堂に会し、協議の場を設置することとしております。この協議の場の出席メンバーについては、保護者からの意見・要望をどのように反映していくか、という観点も踏まえつつ適切に対応したいと思います。</p>
7	4-5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり(p.305)	(回答調整中)

収受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	<p>健常児が通う保育園、幼稚園、小中学校、育成室等を医療的ケア児が利用することは、心のバリアフリーを撤廃するという観点からも必要です。なぜなら、障害や医療的ケアの有無に関わらず児童が共に育ちあうことは、偏見や差別をなくしていくことに寄与するからです。</p> <p>またこうした施設への医療的ケア児受入は、「第3章 主要項目及びその方向性」の「(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援」(p.245)に謳われている、「仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援」や「家庭の負担感を軽減」するという観点からも必要です。</p> <p>従いまして、医療的ケア児者が一般の保育・教育施設を利用できるよう、ハード面・ソフト面の受入体制整備を計画に含めていただきたいと思えます。</p>	
8	<p>5-1 まちのバリアフリーの推進(p.308)</p> <p>区立・区営の児童館、図書館、保育園、幼稚園、小中学校、育成室等の建物のバリアフリー化を進めることとし、その事業を計画に含めていただきたいと思えます。具体的にはスロープやエレベーターの設置、寝たきり状態でおむつを使用する児者のおむつ替えをできるスペースの確保が必要です。通常の身障者用トイレは車椅子利用者を想定した作りにはなっていない、必ずしもおむつ交換台があるわけではありません。乳幼児用の小さなものではなく大型のおむつ交換台を備えたトイレが必要です。また、医療的ケア実施スペースも必要です。鼻や口から通した管もしくは胃ろうから栄養注入や投薬をしたり、痰の吸引をしたりするためには、機材のセッティングや物品の準備など一定の作業が生じるためです。</p>	(回答調整中)

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	<p>建物のバリアフリー化を進める際には、障害児者や医療的ケア児者からの意見を聴取し、ニーズに合った仕様となるようにお願いいたします。</p>	
9	<p>P245</p> <p>4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）</p> <p>障害のある子どもは、他の子どもと異なる特別な存在ではなく、他の子どもと同じ子どもであるという視点を欠いてはならないものである一方で、権利条約では、障害がある子どもに対しては特別に支援が行われなければならないとされています。</p> <p>障害のある子の親になることは、障害があるということで、他の子どもとは異なる存在、扱いを受けていき、そのことが何よりもつらいことです。上記のガイドラインを「子どもの育ちと家庭の安心への支援」の中に、書き込んでください。障害のある子を育てることも「子育て」です。子育て支援という観点で考えてください。</p> <p>障害の有無にかかわらず子育て支援にかかわる相談、支援者が、すべて同じ共通理解を持てるようにしてください。</p>	(回答調整中)
10	<p>P294</p> <p>障害のある子どもの健やかな成長 について</p> <p>目的が「障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるように支援していきます」となっていますが、早期療育を受けられるようにすることが目的ではないはずです。障害のある子の特性を生かしてどう育ててほしいのかではないでしょうか。以下のように修正を求めます。「～個に応じた適切な合理的配慮をして自尊感情や、他者への信</p>	<p>「4-1 障害のある子どもの健やかな成長」については、乳幼児健康診査や発達健康診査等を通じて障害の早期発見に努めながら、教育センターの総合相談事業等を通じて、相談から訓練まで個々の状態に応じた適切な支援を行う内容を示しております。ご意見いただいた合理的配慮につきましては、「5-2 心のバリアフリーの推進」において、子どもから大人まで様々な年代に対して障害や合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ることとしてお示ししておりますのでご理解いただきたいと思いま</p>

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
11	<p>頼を育めるように支援していきます」・</p> <p>p 2 9 6</p> <p>医療的ケア児の支援体制の構築</p> <p>医療的ケア児が施設環境から入園を断れている。しかし、文京区は医療的ケア児が入園できる施設整備を、認可保育園の新設等を進め中でも一軒も整備されていない。人工呼吸器等を使用する医療的ケア児が認可保育園に入園できるように施設整備をすすめてください。目標値に入れてください。</p> <p>児童福祉法の改定によって、全国の自治体で「子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められています。当然、障害のある子の子育てにも大きく影響するところですが、どのような計画で「子ども家庭総合支援拠点」を設置するのか、まったく道筋がみえません。しっかりと記載していただくようにお願いします。</p>	<p>す。</p> <p>(回答調整中)</p>
12	<p>文京区の平成 28 年度に実施した障害者（児）実態・意向調査の結果は聴覚障害者の実態、意向が見えません。</p> <p>平成 28 年度等級別身体障害者数の図では聴覚平衡機能の障害者は 306 人、全体の 7%となっています。</p> <p>視覚障害者と並んで聴覚障害者は情報、コミュニケーションの障害を持ちます。回答項目に必要な項目がないため、回答が不可能です。</p> <p>38 ページ (239 ページ) の防災・災害対策についても、避難の情報を得ることが困難ですが、そのことが「一人では避難できない」「避難所で必要な支援が受けられるか不安」「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」などの項目に繋がりますが、最初の情報入手の困難さ、</p>	<p>情報・コミュニケーションの保障については、「5-3 情報のバリアフリーの推進」として位置付けており、障害特性を踏まえた情報提供の推進や、聴覚障害者向けに音声認識ソフトインストール済みのタブレット端末を設置し、窓口や講演会等で必要な情報を取得するための支援の充実を図っています。</p> <p>また、文京区の手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施要綱については、特に具体的な問題があると認識していないものと考えます。ただし、今後事業を行う上で検討すべき課題については聴覚障害当事者等の意見も踏まえ、検討してまいります。また、手話通訳者の身分保障等について、通訳派遣依頼の増加等を踏まえ 28 年度より謝礼金の増額を行っております。</p>

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	<p>コミュニケーションの難しさが把握できていません。</p> <p>第3章の主要項目及びその方向性」の内容について、1項「自立生活に向けた地域生活の充実」、2項「相談支援の充実と権利擁護の推進」、3項「障害者が安心して働き続けられる就労支援」の項目にも情報・コミュニケーションの保障の視点がありません。障害者権利条約にも障害者基本法にも情報アクセス、コミュニケーションにきちんと項目があるにも関わらず、それが反映されていません。</p> <p>5項「人にやさしいまちづくりの推進」で最後の一行に「意思疎通支援」が書き込まれていますが、他の施策やサービスの指摘に比べればはるかに少ないことがわかります。</p> <p>具体的な事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業がありますが（160ページ）、派遣事業の実施要綱が障害者自立支援法時代の派遣の対象や範囲が限定され、回数も月4回までと制限されたままです。これは障害者差別解消法の自治体の合理的配慮義務にも反したままです。厚生労働省が示した市町村の意思疎通支援事業実施要綱に改定すべきです。手話通訳者、要約筆記者の身分保障の改善が図られなければ通訳者も増えません。これらをそのままにして事業計画を策定することに意味がありません。</p> <p>手話通訳設置事業が初めて人員を置くことになったのは前進です。しかし、手話通訳者の身分が正規職員でなければ安心して業務ができません。身分保障が必要です。高齢者を中心として難聴者が急増していますが、聞こえの障害者見てもわからない障害であり、社会に啓発と当事者に対する情報・コミュニケーションリテラシーの獲得を図る事業が必要です。</p>	<p>手話通訳者設置事業については、29年度から文京シビックセンターに1名、障害者就労支援センターに1名、障害者基幹相談支援センターに1名の計3名を配置し、聴覚障害者のコミュニケーション支援の充実に努めているところです。身分保障につきましては今後検討してまいります。</p> <p>障害者・児計画の策定に当たっては、区民参画の場として文京区地域福祉推進協議会障害者部会を今年度これまで5回開催し、当事者の方や障害児の保護者の方、様々な立場の部会員から意見を伺いながら協議してきたところですので、引き続き、当該部会が計画策定の区民参画の場としての役割を果たすものと考えております。</p>

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	このパブリックコメントと並行して、聴覚障害者団体、視覚障害者団体、聴覚・視覚に障害を持つ人に意見を求め、その反映を図るべきではないでしょうか。	
13	<p>204 頁 15 行目～</p> <p>○障害者権利条約及び・・・取り組みを進めていくこととしています。また、子供の権利条約の理念に則って児童福祉法・・・明確化されました。なお、平成 30 年 4 月から・・・。</p> <p>→○障害者権利条約及び・・・取り組みを進めていくこととしています。○子供の権利条約の理念により児童福祉・・・明確化されました。また、平成 30 年 4 月から・・・、と変更してはどうか。</p> <p>理由：読む人に分かりやすい言葉・文章に。子供の権利条約を明確に表示を。則って（のっとして）は、文章として違和感あり。</p>	ご意見を踏まえ、該当箇所については修正させていただきたいと思いません。
14	<p>264 頁 8 行目～</p> <p>1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進</p> <p>福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。</p> <p>→1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進</p> <p>福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進、障害者・家族、区を含めた家族会等課題の共有、改革等に取り組み、事業者の福祉サービスの質の向上を図る。と変更してはどうか。</p> <p>理由：事業者の福祉サービス向上のためには、障害者・家族、区、事業者を含めて課題を共有し、サービスの質の向上を図ることが重要。</p>	第三者評価は、利用者・家族でもなく事業者でもない公平・中立な立場の第三者機関が、利用者調査と事業評価を行った上で、サービス事業者を専門的かつ客観的に評価するものであり、第三者の立場で外部機関が評価することに意義があることから、特段内容の修文は考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	<p>障害者権利条約第4条一般的義務3項、第33条国内における実施及び監視では、障害者団体、障害者、市民社会（障害者、障害者を代表する団体）は、法令等の実施に、監視の過程に十分関与し、かつ、参加するとしている。（知的障害者の場合は、保護者等の参加が必要。）</p>	
15	<p>279頁 13行目～</p> <p>2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実</p> <p>障害者制度の改正等国の動向等を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・適格に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページを行っていく。</p> <p>2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実</p> <p>障害者制度の改正等国の動向等を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。情報提供・課題等の情報収集のため、障害者家族会等に積極的に参加する。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページの作成、課題・意見等の積極的な入手を行っていく。</p> <p>理由：障害者・家族等への情報提供のためには、行政の直接的な情報提供が必要。また、充実した福祉サービスのためには、課題の共有が重要。事業者とともに情報提供、課題の共有、改善の取り組みが重要。障害者・家族等のホームページの利用はあまり多くない。ていねい、確実な直接的な情報交換が重要。現在、障害者団体の代表者等は、各種の障害者関係会議に参加し、情報入手・意見提起をしている場合が多い。しかし、必ずしも会員への情報提供、意見収集等は十分ではな</p>	<p>障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等については、ホームページを中心に迅速・的確にわかりやすく情報提供を行ってまいります。</p> <p>また、計画事業には位置付けておりませんが、最新の情報が入手できるように国の制度改正等の情報も含めた「障害者福祉のてびき」（冊子）の作成・配付も併せて行っているため、ご理解いただきたいと思います。</p>

収受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
	く、行政と家族会等との直接的な情報交換が重要。障害者を代表する団体に家族会等は含まれると考えられるので、家族会を重要視すべきである。	
16	<p>第5章4-5</p> <p>ぴよぴよ広場や子育て広場、児童館の各事業の概要には障害児への配慮等の具体的な記載が全くないのはなぜか。</p> <p>このような日常の子育ての場においてこそ、もっと積極的に障害のある子も参加できるように配慮することで障害者理解が進むと思う。</p>	(回答調整中)
17	<p>5-1 まちのバリアフリーの推進について、学校が明記されていないのはなぜか。</p> <p>避難所にもなる学校がバリアフリーの対象から外されていい理由はないはず。</p>	<p>「文京区バリアフリー基本構想」で定めている「生活関連施設」は、バリアフリー法で定義されている特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）の中から、一定規模以上のものを設定しており、特別支援学校を除き、学校は対象としておりませんのでご理解いただきたいと思います。</p>
18	<p>現在区内の児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては医療ケア児の受け入れを行っていない。(215頁～218頁)</p> <p>「障害の有無に関わらず地域で過ごし育つ環境づくり」を行う第1歩として、区内の既存の施設において医療ケア児の受け入れを進めて欲しい。</p>	<p>次期障害者・児計画においては、医療的ケア児の支援体制の構築を計画事業に位置付け、保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる関係者が一堂に会し、協議の場を設置することとしております。</p> <p>この協議の場において、今後医療的ケア児の受け入れ体制の整備に関しても具体的な対応策を検討していきたいと考えております。</p>
19	<p>医療ケア児支援体制の構築(296頁)の為に各関係機関による協議の場を実際の現場の声としてケア児の保護者の参加、もしくは意見の聞き取りを行い、協議の場に挙げて欲しい。</p>	<p>次期障害者・児計画においては、医療的ケア児の支援体制の構築を計画事業に位置付け、保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる関係者が一堂に会し、協議の場を設置することとしております。この協議の場に参加いただく方については、保護者からの意見・要望をどのように反映していくか、という観点も踏まえつつ適切に対応した</p>

收受 番号	ご意見（原文）	区の考え方
20	<p>計画事業の内の医療型児童発達支援（299 頁）はその表記の曖昧さにより、その他の計画事業同様文京区が主体となり実施している事業と閲覧者は誤解しかねない。「北区にある都立北医療センター」であることを明記して欲しい。</p> <p>以上、宜しく願い申し上げます。</p>	<p>と思います。</p> <p>医療型児童発達支援については、児童福祉法上の障害児通所支援サービスに当たり、国の指針の中でも、区市町村において事業量見込を算出することが規定されているサービスとなります。</p> <p>また、医療型児童発達支援を提供する事業所は、北療育医療センターをはじめ東京都全域に5か所存在しております。文京区の近隣で医療型児童発達支援を提供する事業所は北療育医療センターとなるため、当該センターの利用者が多い傾向になることは承知しておりますが、計画上、利用できる事業所を限定するものではないことをご理解いただきたいと思います。</p>